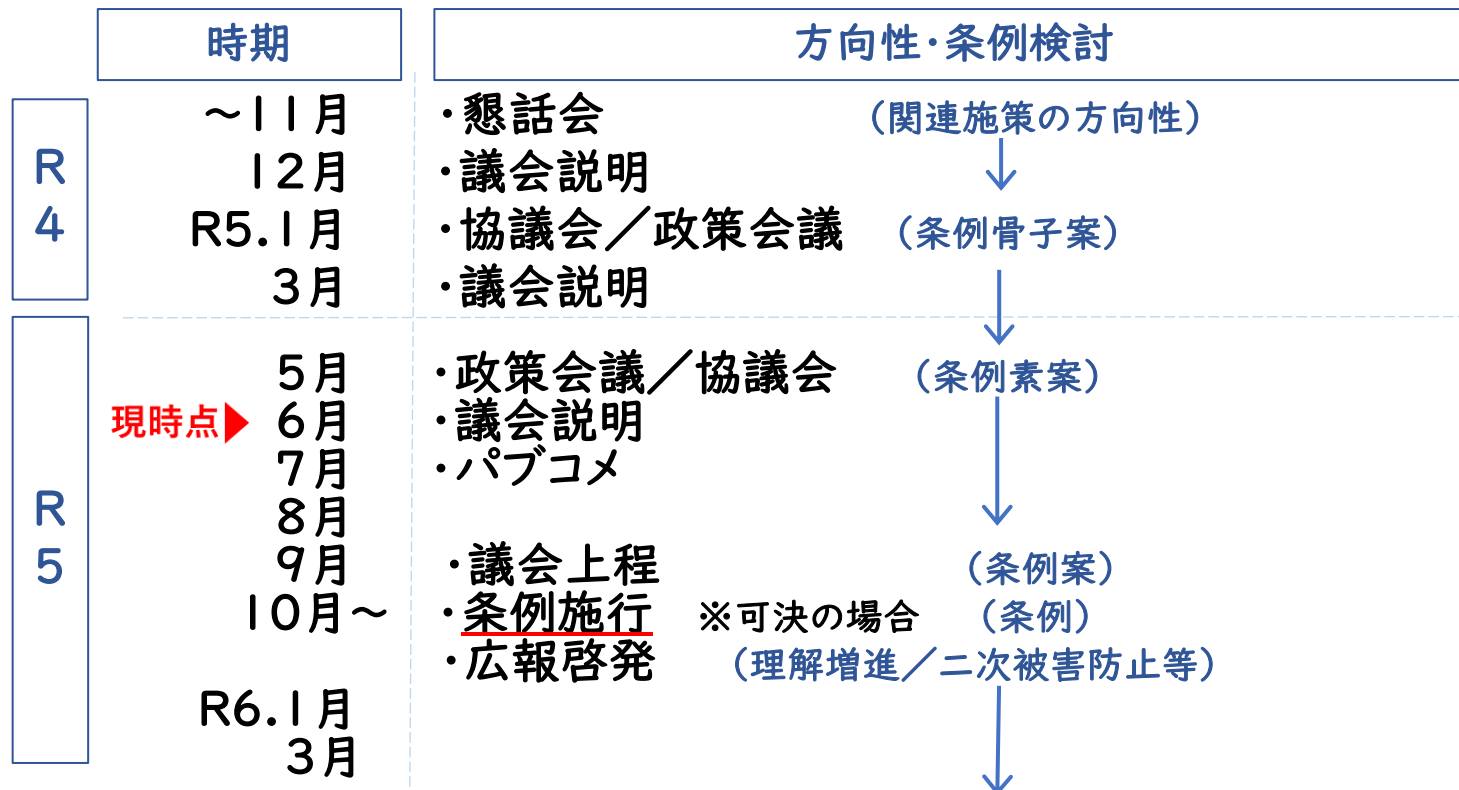


「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」(改正)
「(仮称)熊本市犯罪被害者等支援条例」(新規)
素案【概要】

令和5年(2023年)6月
熊本市文化市民局生活安全課

I これまでの経緯と今後のスケジュール案

- 昨年度から外部委員会等の意見をふまえ検討してきた、犯罪を切り口とした本市の安全安心まちづくりの施策の方向性及び条例骨子案をもとに、今回、法制面での整理を行い、条例素案を作成したもの。
- 今後のスケジュール案
 - ①:「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」の改正 } R5年10月施行を目指す
 - ②:「(仮称)犯罪被害者等支援条例」の新規制定
 - ③:①②条例に基づく「(仮称)犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」の策定 } 条例制定後策定、R6年度中の運用を目指す
 - ④:③計画に基づく施策(犯罪被害者等支援策等)の運用開始



2 目指す姿と関連条例・計画の整備

目指す姿

犯罪の加害者も被害者も生まない、
犯罪により被害を受けた場合も、適切な支援を受けることができる
安全で、安心して暮らせるまち



防犯

- ・犯罪をさせない
- ・犯罪の被害にあわない

再犯防止

- ・再び犯罪をさせない
- ※刑法犯検挙人員の約5割が再犯者

犯罪被害者等支援

- ・被害にあっても、適切な支援が受けられる
- ・二次被害にあわない

今回付議分

①犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例
(通称:犯罪のない安全安心まちづくり条例)【改正】

〔現行〕

- ・防犯のみ
- ・時代に合わない規定あり
- ・詳細まで規定

⇒〔改正〕

- ・再犯防止の要素を加える
- ・普遍的な「理念条例」として整理
- ・詳細は計画等に委ねる

②(仮称)犯罪被害者等支援
条例【制定】

〔新規〕

- ・普遍的な「理念条例」として整備
- ・支援に必要な要素を規定
- ・詳細は計画等に委ねる

③(仮称)犯罪のない安全安心まちづくり推進計画【策定予定】

3 ①犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例(改正素案)

(1) 条例体系

	新(改正案)	旧(現行)
総則	第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念 第4条 市の責務 第5条 市民の責務 第6条 事業者等の責務	第1条 目的 第2条 基本理念等 第3条 定義 第4条 市の責務 第5条 市民の責務 第6条 事業者の責務
市の基本施策等	(旧7条⇒第4条で通年の啓発を規定) 第7条 推進計画 第8条 情報の提供等 第9条 指導者の育成 (旧11条⇒一定の役割を終えたため削除) 第10条 児童生徒等の安全対策 第11条 児童生徒等の非行防止 第12条 高齢者、障害者等への安全対策等 第13条 安全安心パトロール 第14条 施設等の整備等に関する助言等 (旧17条⇒第14条に統合) (旧18条⇒第4条、第13条に含め規定) 第15条 熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会の設置 第16条 委任	第7条 安全安心まちづくり旬間 第8条 推進計画 第9条 情報の提供等 第10条 指導者の育成 第11条 安全安心まちづくりモデル地域 第12条 児童生徒等の安全対策 第13条 児童生徒等の非行防止 第14条 高齢者、障害者等への安全対策等 第15条 安全安心パトロール 第16条 施設等の整備等に関する助言等 第17条 商業施設等の整備等に関する助言等 第18条 健全で魅力ある繁華街等の形成 第19条 熊本市安全安心まちづくり推進協議会の設置 第20条 委任

3 ①犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例(改正素案)

(2)改正の主なポイント

[改正の目的]

- 全国的な傾向として、刑法犯検挙人員の約半数が再犯者であり、犯罪のないまちづくりのためには再犯防止のための施策が重要である。そこで、更生を目指す人等の孤立を防ぎ、地域でその立ち直りを支えていくことで、犯罪のない社会づくりを進めていくことを明確にするため、これまでの防犯に関する規定に「再犯防止」の要素を加え整備するもの。
- 併せて、制定から15年が経過し、時代にあわない規定もあること等から、普遍的な「理念条例」として整理するため、必要な改正を行うもの。

[各条文]

第1条 目的／第3条 基本理念

⇒第1条:再犯防止の視点を追加。

⇒第3条:第3項に「孤立を防ぐ」旨を追加。繁華街にかかる規定は、第4条(市の責務)として整理。

第4条 市の責務

⇒第1項では、本条例の柱である、犯罪防止と再犯防止にかかる啓発について明確化。

第2項では、特に効果的に目的を達成するための施策として、繁華街対策や再犯防止等について規定。

第5条 市民の責務／第6条 事業者等の責務

⇒地域住民等が防犯の視点を持って活動することで、その地域での犯罪の抑止力が高まるとの懇話会意見から努力義務を規定。

(旧)第11条 安全安心まちづくりモデル地域

⇒校区単位でのモデル地域指定を想定したものであったが、現在は、各校区防犯協会などが、各地域の実情に応じた活動を展開されており、当該モデル地域は一定の役割を終えたと考えられるため削除。

(旧)第18条 健全で魅力ある繁華街等の形成

⇒第4条第2項の市の責務及び第15条の安全安心パトロールと内容が重複していることから削除。

なお、旧第18条第2項各号に列挙する各行為については、理念条例としては詳細であるため、規則で規定予定。

4 ②(仮称)熊本市犯罪被害者等支援条例(素案)

(1) 条例体系

条例の構成案	
総則	第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念 第4条 市の責務 第5条 市民及び事業者の責務 第6条 連携協力 第7条 犯罪被害者等の支援に関する計画 (※)
基本施策等	第8条 相談及び情報の提供等 第9条 経済的負担の軽減 第10条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 第11条 居住の安定 第12条 個人情報取り扱いについての配慮 第13条 未成年者への配慮 第14条 市民及び事業者の理解の増進 第15条 民間支援団体の活動の促進 第16条 意見の反映 第17条 熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会への諮問(※) 第18条 委任

※…「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」に規定する計画・協議会にリンク

4 ②(仮称)熊本市犯罪被害者等支援条例(素案)

(2) 条例の主なポイント

〔制定の目的〕

- 犯罪被害者等の多くは、犯罪による直接的な被害だけでなく、周囲の憶測による誹謗中傷、心身の不調、経済的損失などの二次被害にも苦しまれており、市民に最も身近な基礎自治体として、本市でも主体的な支援の実施が求められている。
- また、特化条例を制定することで、本市の取組の姿勢を明確に示し、宣言性を高めることにより、当事者が声をあげやすい環境づくりに寄与する。
- そこで、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的として、本条例を制定するもの。

〔各条文〕

第3条 基本理念

- ⇒第2項 支援は、犯罪被害者等の実情に応じて行うこと、社会からの孤立の防止に配慮して行うことを規定。
- 第3項 再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく行われるよう規定。

第4条 市の責務

- ⇒関係機関との適切な役割分担のもと、支援施策を総合的かつ計画的に実施する旨を規定。

第5条 市民及び事業者の責務

- ⇒第1項 二次被害や地域社会からの孤立を防ぎ、犯罪被害者等が置かれている状況等に理解を深めること等について、努力義務を規定。
- 第2項 犯罪被害者等は仕事を休んで通院や捜査協力や、裁判対応等が必要なケースもあるため、勤務環境の配慮等を努力義務として規定。

4 ②(仮称)熊本市犯罪被害者等支援条例(素案)

第6条 連携協力

⇒犯罪被害者等の支援を円滑に実施するため、関係機関等との緊密な連携について規定。

第9条 経済的負担の軽減

⇒犯罪被害者等の経済的負担軽減のための支援について規定。

※以下、支援対象・要件等は個別に要綱等で規定

第10条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

⇒犯罪被害者等が犯罪等の影響により日常生活を営むことが困難になった場合や、精神的な不調など心理的外傷等から回復するための支援について規定。

第11条 居住の安定

⇒事件現場など、従前の住居から転居を余儀なくされた場合における転居等にかかる支援について規定。

第13条 未成年者への配慮

⇒未成年の犯罪被害者等は、自分の状況について理解や説明が困難な場合もあることから、年齢や発達の程度に応じた配慮について規定。

第14条 市民及び事業者の理解の増進

⇒二次被害や再被害が生じたり、犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう、犯罪被害者等が置かれている状況等について、市民や事業者の理解を深めるための広報啓発活動を市が行う旨を規定。

※条例素案…資料2

○犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例（平成18年条例第38号）新旧対照表

黄色マーカー：全部改正のうち、現行の規定と異なる点

改正後（案）	現行
（目的） 第1条 この条例は、本市において市民及び観光客等の本市を訪れる<u>者</u>が犯罪に遭わないこと並びに本市において犯罪を発生させないことを目指した取組を行うために必要な事項を定めることにより、本市における犯罪の防止<u>及び再犯の防止等を図り</u>、もって安全で安心なまち熊本市<u>を実現する</u>ことを目的とする。 <u>（定義）</u> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 <u>本市の区域内</u>に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。 (2) 事業者等 <u>本市の区域内で事業を営む者又は活動するものをいう。</u> (3) 安全安心まちづくり <u>市民及び観光客等の本市を訪れる者が犯罪に遭うことなく安全に安心して過ごし、及び滞在することができるまち熊本市をつくることをいう。</u> (4) 協働 <u>同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、及び協力することをいう。</u> (5) 犯罪をした者等 <u>犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者をいう。</u> (6) 再犯の防止等 <u>犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。</u> (7) 学校等 <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専修学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設その他規則で定めるものをいう。</u> (8) 児童生徒等 <u>学校等に通園し、又は通学する幼児、児童、生徒及び学生をいう。</u>	（目的） 第1条 この条例は、本市において市民及び観光客等の本市を訪れる<u>人々</u>が犯罪に遭わないこと並びに本市において犯罪を発生させないことを目指した取組を行うために必要な事項を定めることにより、本市における犯罪の防止<u>に努め</u>、もって安全で安心なまち熊本市<u>の実現を図る</u>ことを目的とする。 <u>（定義）</u> 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 安全安心まちづくり <u>市民及び観光客等の本市を訪れる者が安全に安心して過ごし、及び滞在することができるまち熊本市をつくることをいう。</u> (2) 市民 <u>市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</u> (3) 事業者 <u>市内で事業を営み、又は活動するものをいう。</u> (4) 協働 <u>それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、及び協力することをいう。</u> (5) 学校等 <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専修学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設その他規則で定めるものをいう。</u> (6) 児童生徒等 <u>学校等に通園し、又は通学する幼児、児童、生徒及び学生をいう。</u> (7) 学校等設置管理者 <u>学校等を設置し、又は管理する者をいう。</u> (8) 自転車等 <u>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第2条第2号に規定する自転車等をいう。</u>

(9) 学校等設置管理者 学校等を設置し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、それぞれの立場で安全安心まちづくりに関する活動を積極的に推進するものとする。

2 安全安心まちづくりは、市、市民、事業者等の多様な主体が協働して取り組むものとする。

3 安心安全まちづくりは、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう配慮して行うものとする。

【削る】

【削る】

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、安全安心まちづくりに関する次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 市民及び事業者等に対する犯罪の防止及び再犯の防止等に関する意識の啓発

(2) 犯罪の防止又は再犯の防止等に関し市民又は事業者等が自主的に行う活動への助言その他の支援

(3) 市民及び事業者等との必要な協力体制の整備

(4) 安全安心まちづくりに資する生活環境の整備

(5) その他必要な施策

2 市は、この条例の目的をより効果的に達成するため、特に市民の身近な場所又は繁華街等で発生する犯罪及びこれらを誘発させる行為の発生を重点的に防止するための施策及び再犯の防止等に関する施策を行うものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 警察その他関係行政機関との連絡調整を緊密に行うこと。

(基本理念等)

第2条 この条例の目的を達成するため、市、市民及び事業者は、それぞれの立場で安全安心まちづくりに関する活動を積極的に推進するとともに、協働により安全安心まちづくりに取り組むものとする。

2 市は、この条例の目的をより効果的に達成するため、特に市民の身近な場所又は繁華街等で発生する犯罪及びこれらを誘発させる行為の発生を重点的に防止するための施策を行うものとする。

3 この条例は、本市における事務として処理することができる限度において適用しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、安全安心まちづくりに関する次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 市民_____意識の啓発

(2) 市民及び事業者が行う自主的な活動への助言その他の支援

(3) 市民及び事業者との必要な協力体制の整備

(4) 安全安心まちづくりに資する生活環境の整備

(5) その他必要な施策

【新設】

2 市は、前項_____の施策の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 警察その他関係行政機関との連絡調整を緊密に行うこと。

(2) 安全安心まちづくりに関する自主的な活動を行う団体 <u>(以下「団体」という。)</u>との連携を図ること。 (市民の責務) 第5条 市民は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。 (1) 安全安心まちづくりに関する理解を深めること。 (2) 施錠等の安全対策を励行する等自らの安全を確保すること。 <u>(3) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に取り組むこと。</u> <u>(4) 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力すること。</u> (事業者等の責務) 第6条 <u>事業者等</u>は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。 <u>(1) 事業を営む者にとっては、事業所内又はその周辺の地域における犯罪の防止を図るために必要な措置を講ずること。</u> <u>(2) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に積極的に取り組むこと。</u> <u>(3) 安全安心まちづくりに関する他の団体との連携を図ること。</u> <u>(4) 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力すること。</u> <u>【削る】</u> (推進計画) <u>第7条</u> 市は、安全安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画を定めるものとし、必要に応じ、適切な見直しを行うものとする。 (情報の提供等) <u>第8条</u> 市は、<u>学校又は警察その他関係機関との連携を図りつつ、犯罪の防止又は再犯の防止等に関する</u>必要な情報の提供及び広報啓発活動に努めるものとする。 (指導者の育成) <u>第9条</u> 市は、市民<u>又は事業者等</u>の安全安心まちづくりに<u>関する</u>自主的な	(2) 安全安心まちづくりに関する自主的な活動を行う団体 _____との連携を図ること。 (市民の責務) 第5条 市民は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。 (1) 安全安心まちづくりに関する理解を深めること。 (2) 施錠等の安全対策を励行する等自らの安全を確保すること。 <u>【新設】</u> <u>(3) 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力すること。</u> (事業者の責務) 第6条 <u>事業者</u>は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。 <u>(1) 事業所内及びその周辺の地域における犯罪の防止を図るために必要な措置を講ずること。</u> <u>(2) 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力すること。</u> <u>(安全安心まちづくり旬間)</u> <u>第7条</u> 市は、市民の安全安心まちづくりに関する意識の啓発及び犯罪の防止に資するため、規則で定めるところにより、安全安心まちづくり旬間を設けるものとする。 (推進計画) <u>第8条</u> 市は、安全安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画を定めるものとし、必要に応じ、適切な見直しを行うものとする。 (情報の提供等) <u>第9条</u> 市は、<u>規則で定めるところにより、安全安心まちづくりに関し</u> _____必要な情報の提供及び広報啓発活動に努めるものとする。 (指導者の育成) <u>第10条</u> 市は、市民<u>及び事業者</u>の安全安心まちづくりに<u>を推進するための</u>自主的な
--	---

活動を支える指導者を育成するよう努めるものとする。

【削る】

(児童生徒等の安全対策)

第10条 市は、学校等における児童生徒等の安全を確保するため、次に掲げる施策が推進されるよう配慮するものとする。

- (1) 市が設置した学校等における不審者の侵入その他事件等に迅速かつ的確に対応するための安全管理体制の整備を行うよう努めること。
- (2) 市が設置した学校等における敷地において環境整備を行うよう努めること。

2 市は、児童生徒等の保護者、地域の市民及び事業者等並びに警察その他関係行政機関との協働により、通学路、公園、広場等の安全対策に努めるものとする。

3 市は、市以外の学校等設置管理者が前2項に準ずる施策を推進しようとするときは、必要な情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。

4 市は、児童生徒等が犯罪に遭わないよう、安全に関する教育の充実その他の安全対策に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(児童生徒等の非行防止)

第11条 市は、学校等設置管理者、児童生徒等の保護者、地域の市民及び事業者等並びに警察その他関係行政機関との協働により、児童生徒等の健全育成を図るための啓発活動及び街頭での声かけを実施する等児童生徒等の非行防止に努めるものとする。

(高齢者、障害者等への安全対策等)

第12条 市は、高齢者、障害者その他特に安全確保上の配慮を要する者（以下この条において「高齢者等」という。）及び高齢者等の日常生活の支援に関わる者に

活動を支える指導者を育成するよう努めるものとする。

(安全安心まちづくりモデル地域)

第11条 市長は、安全安心まちづくりを推進するため、規則で定めるところにより、安全安心まちづくりモデル地域を指定することができる。

2 市は、前項の安全安心まちづくりモデル地域における活動で良好と認められるものについては、第9条に規定する情報の提供及び広報啓発活動を通じて、当該活動に関する事項の周知に努めるものとする。

(児童生徒等の安全対策)

第12条 市は、学校等における児童生徒等の安全を確保するため、次に掲げる施策が推進されるよう配慮するものとする。

- (1) 市が設置した学校等における不審者の侵入その他事件等に迅速かつ的確に対応するための安全管理体制の整備を行うよう努めること。
- (2) 市が設置した学校等における敷地において環境整備を行うよう努めること。

2 市は、児童生徒等の保護者、地域の団体、住民及び事業者並びに警察その他関係行政機関との協働により、通学路、公園及び広場等の安全対策に努めるものとする。

3 市は、市以外の学校等設置管理者が前2項に準ずる施策を推進しようとするときは、必要な情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。

4 市は、児童生徒等が犯罪に遭わないよう、安全に関する教育の充実その他の安全対策に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(児童生徒等の非行防止)

第13条 市は、学校等設置管理者、児童生徒等の保護者、地域の団体、住民及び事業者並びに警察その他関係行政機関との協働により、児童生徒等の健全育成を図るための啓発活動及び街頭での声かけを実施する等児童生徒等の非行防止に努めるものとする。

(高齢者、障害者等への安全対策等)

第14条 市は、高齢者、障害者その他特に安全確保上の配慮を要する者（以下この条において「高齢者等」という。）及び高齢者等の日常生活の支援に関わる者に

対して、高齢者等が犯罪の被害者とならないための必要な知識及び情報を提供するよう努めるものとする。 (安全安心パトロール) <u>第13条</u> 市は、市民、<u>事業者等及び警察</u>との協働により、安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを効果的に実施するよう努めるものとする。 2 市民<u>又は事業者等</u>が自ら安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを実施するときは、市は、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。 <u>(施設等の整備等に関する助言等)</u> <u>第14条</u> 市は、犯罪の防止に配慮した施設等の整備及び管理に関し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。 <u>【削除】</u>	対して、高齢者等が犯罪の被害者とならないための必要な知識及び情報を提供するよう努めるものとする。 (安全安心パトロール) <u>第15条</u> 市は、市民、<u>事業者等</u>との協働により、安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを効果的に実施するよう努めるものとする。 2 市民、<u>事業者等</u>が自ら安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを実施するときは、市は、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。 <u>(施設等の整備等に関する助言等)</u> <u>第16条</u> 市は、次に掲げる者が安全に配慮した構造又は設備を要する施設等の整備をし、及び管理をするために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。 <u>(1) 公共施設を設置し、管理し、又は所有する者</u> <u>(2) 共同住宅を設置し、管理し、又は所有する者</u> <u>(3) その他特に安全確保のための配慮を要する施設等を設置し、管理し、又は所有する者</u> <u>(商業施設等の整備等に関する助言等)</u> <u>第17条</u> 市は、次に掲げる者が安全に配慮した構造又は設備を要する商業施設等の整備をし、及び管理をするために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。 <u>(1) 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において営業する店舗で小売業を営む者</u> <u>(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗において事業を営む者</u> <u>(3) その他安全上の配慮を要する商業施設を営む者</u> <u>(4) 自動販売機を設置し、又は管理する者</u> <u>(健全で魅力ある繁華街等の形成)</u> <u>第18条</u> 健全で魅力ある繁華街等の形成に資するため、市は、市民、事業者 又は
---	--

【削る】

(熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会の設置)

第15条 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策の総合的な活動の推進を市民、事業者等及び警察その他関係行政機関と図るため、熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員は、30人以内とし、市長が委嘱する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

警察その他関係行政機関との連携及び協働により、繁華街等における違法行為の防止に資するパトロール、広報啓発活動等の必要な施策を行うよう努めるものとする。

2 前項のパトロール等を行うに当たっては、次の行為に関して重点的にパトロール等を行うものとし、当該行為が発生していると認める場合又は発生するおそれがあると認める場合は、当該行為が違法であること又はそのおそれがあることを指摘することにより注意を促すこと、警察等に通報を行うこと等による対処を行うものとする。

(1) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等の設置、表示等

(2) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為

(3) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れ

(4) 違法と認められる客引き行為

(5) 違法と認められる金融業者の宣伝行為

(6) 違法と認められる落書き

(熊本市安全安心まちづくり推進協議会の設置)

第19条 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策の総合的な活動の推進を市民、事業者及び警察その他関係行政機関と図るため、熊本市安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員は、30人以内とし、市長が委嘱する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(仮称) 熊本市犯罪被害者等支援条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内で犯罪被害者等を雇用する者その他の事業を営む者をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、かつ、犯罪被害者等が社会から孤立することのないよう配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、二次被害が生ずること又は犯罪被害者等が地域社会から孤立することのないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員が必要な休暇を取得しやすい環境の整備その他の勤務環境についての十分な配慮をするとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(連携協力)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との緊密な連携協力を図るものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例(平成18年条例第38号)第7条に規定する計画において、犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項を定めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス等が提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(個人情報の取扱いについての配慮)

第12条 市、市民、事業者及び関係機関等は、再被害又は二次被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いについて特に配慮しなければならない。

(未成年者への配慮)

第13条 市は、未成年者である犯罪被害者等に対する支援をするときは、その年齢及び発達に応じて十分に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解の増進)

第14条 市は、二次被害若しくは再被害が生ずること又は犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動、啓発活動その他の活動を行うものとする。

(民間支援団体の活動の促進)

第15条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に係る情報の提供その他必要な施策を行うものとする。

(意見の反映)

第16条 市は、犯罪被害者等の意見を把握し、犯罪被害者等の支援のための施策に反映させるよう努めるものとする。

(熊本市犯罪のない安全安心まちづくり協議会への諮問)

第17条 市長は、第7条の計画に犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項を定める場合その他犯罪被害者等の支援のための施策の推進を図るため必要があると認めるときは、犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例第15条の熊本市犯罪のない安全安心まちづくり協議会に諮問することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。